

保護者各位

令和5年10月
飛島村教育委員会
(公 印 省 略)

児童生徒の就学援助制度案内について

飛島村では、お子さんを飛島学園へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対し、学用品費などの一部を援助しています。援助を希望される方は、下記の事項を参考にされ申請の手続きをして下さい。

記

1. 対象者

下記①～⑨のいずれかに該当し、教育委員会で認定された方

- ① 現在生活保護を受けている家庭
- ② 生活保護が停止または廃止された家庭
- ③ 村民税が非課税又は減免された家庭
- ④ 個人事業税又は固定資産税が減免された家庭
- ⑤ 国民年金の掛金が免除又は国民健康保険税が減免された家庭
- ⑥ 児童扶養手当が支給されている家庭（児童手当は該当しません）
- ⑦ 世帯更正貸付補助金（生活福祉資金）による貸付を受けている家庭
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳をもっている又は職業安定所登録日雇労働者である家庭
- ⑨ その他経済的にお困りの家庭（所得の基準額の目安は以下の通りです）

○所得の基準額の目安

世帯全員の所得の合計が、所得の基準額を下回る世帯が支給対象となります。

以下の表は、所得の基準額の目安です。

家族構成や年齢等により所得の基準額は異なるため、詳細については必ず教育委員会教育課までご相談ください。

家族構成（例）	持家の場合	賃貸の場合
2人 父または母・子（小学生）	1 7 4 万円以下	2 5 3 万円以下
3人 父または母・子（中学生）・子（小学生）	2 4 9 万円以下	3 2 7 万円以下
3人 父・母・子（小学生）	2 3 6 万円以下	3 1 5 万円以下
4人 父・母・子（中学生）・子（小学生）	3 0 4 万円以下	3 8 3 万円以下

2. 受けられる扶助

学用品費などの一部

3. 申請方法

飛島村教育委員会教育課で就学援助費受給申請書を受領し、必要事項を記入のうえ証明書等を添付して、飛島村教育委員会教育課へ提出してください。

4. 提出期日

前期課程新1年生・後期課程新7年生

令和6年1月26日（金）まで

その他の学年

令和6年2月2日（金）まで

※ 期限後も申請は随時受け付けます。

5. 決定通知

前期課程新1年生・後期課程新7年生は3月上旬に、その他の学年は7月中旬に通知します。

（連絡先 飛島村教育委員会 教育課 電話52－3351）